

蜂之巣公園ドッグラン利用規約

当施設は公園での愛犬家の皆様をはじめ公園利用者のマナー向上と、だれもが快適に過ごせる公園づくりを目的としています。

1. 利用資格

ドッグランは利用登録制となっております。

本ドッグラン利用規約に同意し、利用登録をした方が利用できます。

- (1) 飼い犬の畜犬登録をし、鑑札の交付を受けていること。
- (2) 狂犬病の予防接種を毎年1回受け注射済票の交付を受けていること。

*利用登録は18歳以上の方とします。また、小学生は登録した保護者同伴が必要です。乳幼児の入場はできません。

2. 利用登録について

- (1) 登録に必要なもの

犬鑑札、当該年度の狂犬病予防注射済票、飼い主の身分証明書（運転免許証等）

*狂犬病予防注射済票は、毎年度提示が必要です。

- (2) 登録利用料

1頭につき 500円（1年間）

*新規・更新手続き費用。1年間ごとの更新

3. 利用料金について

- (1) 1頭 500円／1回
- (2) 2頭目 300円／1回

4. 利用時間・休場日

- (1) 利用時間

10:00～16:00 最終入場15:00

*新規受付時間は14時までとさせていただきます。

- (2) 休場日

毎月1日、年末年始

- (3) その他

荒天、災害発生時、または管理者が危険と認めたときは閉鎖することがあります。

また施設の維持管理・運営のため予告なしに閉鎖することがあります。

5. 施設について

当施設はフリーエリアのみとなっております。

利用状況によっては管理者の判断により入場をお待ちいただくか、お断りする場合があります。

6. 利用について

- (1) 受付にて登録証を提示し料金を支払いの上、入場証をお受け取り下さい。帰る際は、入場証を受付に返却してください。

- (2) 入場するとき、飼い主は入場証を見える位置に身につけること。
- (3) 飼い主1人につき2頭まで利用できます。
- (4) 噛み癖のある犬、発情期の犬は入場できません。
- (5) フンは適切に処理しお持ち帰りください。また排泄した場所に水を掛け流してください。
- (6) ドッグランは自己責任で利用すること。

ドッグラン内で生じた、事故、ケガ、病気、その他のトラブルすべて、当事者間で解決してください。施設管理者は一切の責任を負いません。

ただし、施設管理者の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

7. 禁止行為

- (1) 飲食及び喫煙。
- (2) 営業活動、勧誘活動、寄付行為など。
- (3) ブラッシング
- (4) 健康状態の良くない犬を連れての入場。
- (5) 人のみの入場。
- (6) 競技を目的とした練習等。
- (7) 犬の運動用具（ボール、フリスビー等）、フード類の使用。

8. 咬傷事故等の対応

(1) 犬が人を咬んだ場合

飼い主は適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとると共に、事故発生時から24時間以内に保健所に届出を出してください。また、48時間以内に、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に診察させてください。そして当園スタッフにも必ず連絡してください。

(2) 犬が犬を咬んだ場合

施設内で起きた咬傷事故は当事者間で解決してください。

そして当園スタッフにも必ず連絡してください。

9. 規約の変更

必要に応じて、規約を変更することがあります。

内容は規約変更日前に掲示板等でお知らせいたします。

10. 個人情報について

登録申請書の個人情報に関しては、ドッグランの運営管理・登録以外の目的には使用しません。

11. 退場・抹消

- (1) 当園スタッフにより退場が妥当であると判断した場合は、利用をお断りする場合があります。
- (2) 上記の規約を守らない場合、その他迷惑行為があった場合、登録を抹消することがあります。

蜂之巣公園ドッグラン

〒889-2402 日南市北郷町郷之原甲 2850-1

TEL 0987-55-3828